



JTUC-TOKUSHIMA 連合徳島

vol. 242

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35の1
徳島県労働福祉会館内
tel. 088 (655) 4105
fax. 088 (655) 4113
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
http://tokushima.jtuc-rengo.jp/

発行: 日本労働組合総連合会徳島県連合会
編集責任者 森本佳広

当面の日程

- ◎ 1月25日(土)
・徳島県労働者自主福祉シンポジウム(ろうきんホール)
・公契約条例制定に向けたセミナー in三好市(三好市池田総合体育館)
- ◎ 2月7日(金)
・2014春季生活闘争開始宣言集会(労働福祉会館別館)
- ◎ 2月13日(木)~14日(金)
・第34回部落解放・人権徳島地方研究集会(徳島市文化センター他)
- ◎ 2月15日(土)~16日(日)
・徳島県中小対策本部第23回定期総会、一泊研修会(阿波観光ホテル)



新年互礼会には労働福祉事業団体等から160人が参加

連合徳島、労働者福祉協議会、勤労者福祉ネットワーク、四国労働金庫、全労済など5団体は、徳島市の阿波観光ホテルで2014年新年互礼会を開催し、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、様々な課題に挑戦していく決意を新たにしました。来賓として飯泉徳島県知事や樋野徳島労働局長、経営者団体、中谷民主党徳島県連代表らが出席、各政党代表者や行政関係者から160人が参加しました。

司会進行は、森本連合徳島事務局長、藤田連合徳島女性委員会事務局長が担当した。冒頭、労働者福祉事業団を代表し河村連合徳島会長は、2014年春季生活闘争に挑み、連合徳島は徹底的に月例賃金にこだわり、非正規労働者も含め全ての働く者の底上げ、格差是正に粘り強く取り組んでいくことを力強く訴えた。そして「デフレ経済の悪循環を断ち切り、特に全ての労働組合が月例賃金引き上げにこだわることで、社会相場を形成し、未組織労働者の賃金にも波及させることが、GDPの約6割を占める個人消費を着実に回復させるカギを握っている」と述べ、連合運動、活動に対する理解と協力を訴えた。

乾杯の発声は、藤原四国労金常務理事が担い、歓談となった。

閉会あいさつでは、藤岡連合徳島会長代行が、「時代が転換期を迎える中、これまでの経験や価値観の延長線上ではない、新たな運動展開が求められている。運動への共感と参画を得るには、連合がもつ社会的価値、いわば『連合ブランド』を積極的に発信すると同時に、職場・地域での対話を積み重ねていくことが不可欠である。」と述べ、一丁締めで新年互礼会を終了した。

2014年 新年互礼会

春闘 2014

勝利に向け決意新たに

互礼会で連合徳島本格始動

1月16日、部落解放徳島地方共闘会議第4回幹事会を連合徳島会議室で行い、連合徳島国民運動局担当執行委員等16人が参加した。幹事会では、12月中旬に開催した狭山事件ドキュメンタリー映画(みえない手錠をはずすまで)上映の総括を行うとともに、2月13日から14日に徳島市で行う第34回部落解放・人権徳島

部落解放共闘 第4回幹事会

総会は3月20日に開催

地研集会の参加体制確認

地方研究会(地研集会)の全体集会日程の確認と連合徳島が担う分科会運営、ならびに連合徳島等各団体の参加体制とチケット購入について意思統一を図った。また、3月20日開催の第35回部落解放徳島地方共闘会議定期総会の議案審議、次期役員体制、あらゆる差別撤廃に向けた当面する活動の確認を行った。



連合徳島議員ネット各議員も新年あいさつ



社会的価値を発信

日本労働組合総連合会
会長 古賀伸明

2014年の新春を迎え、日頃からの連合運動に対するご支援に改めて感謝申し上げますとともに、今年が皆様にとって実り多き一年となりますようお祈り致します。

東日本大震災から3年を迎えます。未だ困難な状況にある多くの人びとのため、これからも被災地を支え続けていかなければなりません。

いま、時代が転換期を迎える中、従来の型にとどまらない運動展開が求められています。とりわけ2014年春季生活闘争では、非正規労働者をはじめ、すべての働く者のための取り組みに総力を挙げ、格差是正と暮らしの底上げを起点にデフレ脱却と好循環を実現することが求められています。巨大与党による労働分野の規制緩和の動きなど社会的な不条理には毅然と対峙し、「1000万連合」に向けた組織化への挑戦、そして「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、皆様の積極的な参画と行動が不可欠です。

私も先頭に立って連合運動の社会的価値を発信し、行動していきます。皆様のご指導・ご協力をお願いいたします。

働くことを軸とする安心社会めざし

労働者の所得向上実現

日本労働組合総連合会
徳島県連合会 会長 河村和男

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、連合徳島の運動に對しましてご支援・ご協力を賜り心より感謝を申し上げます。

昨年、安倍首相は今国会を「成長戦略実行国会」と位置づけるとの所信表明演説をされました。しかし、働く者の暮らしの底上げは一向に進まず、再び一握りの勝ち組を除いて、多くの国民に痛みが押し付けられるとともに、強力な権力を背景に、先延ばししてきた労働者保護ルールの改悪、社会保障制度の抜本改革の先送り、さらには、憲法の立憲主義と三大原則を根底から揺るがす動きさえ出始めています。

2014年春季生活闘争は、こうした状況のなかで解決すべき問題は多岐に及びますが、全ての働く者の所得向上を実現し、消費マインドの改善、デフレからの着実な脱却をはかり、経済の好循環を実現させることが必要です。そして2014年春季生活闘争と政策・制度実現の取り組みを運動の両輪として取り組みを進め、「STOP THE格差社会!暮らしの底上げ実現」キャンペーンと連動してあらゆる不条理と闘う取り組みを推進していきます。

本年も皆様方の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



消費税の 価格転嫁 拒否にNO!



中小企業が
校正で適正な価格で
取引できる
社会をつくろう!



消費税転嫁対策特別措置法では
以下の行為が **禁止** されています!

- ⊘ 消費税分の一部または全部を対価から減額する行為
- ⊘ 買ったたき行為
- ⊘ 物品などの購入要請・役務の利用要請・不当な利益提供の要請
- ⊘ 税抜き価格(本体価格)での交渉の拒否
- ⊘ 通報されたことによる報復行為

法律などの内容の詳細が知りたい方は、以下のホームページをご参照ください。
内閣府 <http://www.cao.go.jp/tenkatsaku/>
公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/tenkatsaku/>



**消費税の
価格転嫁拒否**

にあったら
連合にご相談ください!

連合 価格転嫁ホットライン
03-5295-0514

**連合が相談を受け付け
関係機関へ通報します!**

第三者からの相談も受け付けます。

連合

通報

価格転嫁違反の事実内容など
消費税転嫁対策特別措置法第3条で定め
る「特定事業者の遵守事項」該当部分を対
象案件とします。

関係機関

- ・公正取引委員会
- ・経済産業省
- ・中小企業庁 など

取引の業種や違反内容により通報先が異なります。

2014年1月14日(火)より受付開始 (受付時間：平日 午前10時～午後5時まで)

連合へ相談する際には
右記の情報をご用意ください。

- 違反行為を行っている事業者名
- 当該事業者の所在地
- 違反行為の具体的事実(いつ・どこで・どんな行為がされたか等)

※連合から関係機関への通報後の対応状況については、情報開示できませんので、ご注意ください。
※電話のみでの受付となりますので、ご了承ください。